

フランス政府奨学金
「BGF Partenaire (ベー・ジェー・エフ パートナー)」
学内募集要項 (2019年度出発)

標記の件について、下記の通り学内募集を行う。

※本募集は2018年12月に実施した学内募集の追加募集である。

記

1. 概 要

BGF(Bourses du Gouvernement Français)はフランス政府が負担する外国人留学生向けの奨学金であり、その中で日本の大学を対象に創設された奨学金制度が BGF Partenaire (ベー・ジェー・エフ パートナー、以下「BGF パートナー」という)である。

BGF パートナーは、既存の日本の奨学金(日本学生支援機構や大学、その他の奨学金)を受給する学生を対象に、以下の内容の追加支援を行う制度である。

- ・ 往復航空券(日本-フランス間)
- ・ フランスでの学生完全社会保険
- ・ フランスの大学の登録料負担
- ・ ビザ申請費
- ・ Campus France の Etudes en France 登録料
- ・ 国立の学生寮への優先入寮

学内の選考委員会による選考を経て、推薦者を決定する。その後、フランス大使館による面接選考を経て本奨学金給費の可否が決定する。大学からの推薦を得られたとしても必ず合格できるものではないので留意すること。

併せて以下の詳細 HP も参照のこと。

詳細 HP:

<https://www.titech.ac.jp/enrolled/abroad/scholarships/recommendations.html#bgf>

2. 給付期間

最短4ヶ月、最長10ヶ月間

3. 応募資格

応募者は以下の要件を満たすこと。

- ・ 2019年9月頃に留学を開始する者(出発時期については応相談)
- ・ 理系分野を専攻する者
- ・ 2019年4月1日時点において本学修士課程以上に在籍する者
- ・ 1989年1月1日以降出生の者
- ・ 日本国籍で二重国籍を持たない者、または日本永住権取得者
- ・ 心身ともに健全な者
- ・ 留学先での授業を理解できる語学能力を有すること(語学力は大学推薦者を決める際の選考基準とする。)

※フランス語のプログラムで留学する場合は、授業を理解できるフランス語力を証明すること。

※研究所において研究滞在をする学生の場合、英語力を証明できる場合はフランス語力の証明は不要。

※英語のプログラムで留学する場合、フランス語力は求められないが、高い英語力を証明する必要がある。

4. 推薦人数

1名

※補欠候補者としてさらに1名を選出する。

5. 提出書類

- 1) 学内申請書(様式)
- 2) 履歴書(様式任意, 和文と英文, もしくは仏文)
- 3) 研究・留学計画書(様式任意, 和文と英文, または仏文でそれぞれ1ページ)
- 4) 語学力証明書(英語もしくはフランス語のうちで使用する言語のスコアシート等の写し)
- 5) 大学学部以降現在までの成績証明書
- 6) (本学の留学プログラムにより留学する場合)プログラムの学内選考応募時提出書類の写し
- 7) (本学協定校以外への留学を希望する場合)承諾書

承諾書* (Licence または Master 1 への留学希望者)	フランスの学校(大学等)への受け入れを証明する何らかの文書(または証明書)
承諾書* (Master2 また Doctorat への留学希望者)	フランスで指導を希望する教官あるいは研究者からの受け入れ承諾書。和訳は不要。

* 承諾書はオリジナルであること。また、承諾者が所属する機関名入りの用紙に、日付、承諾者の氏名、役職、連絡先が明記され、署名入りであること。

8) 日本の既存の奨学金を受給できることがわかる書類(奨学金の受給証明書等。選考中の場合は選考中であること、奨学金の内容、および選考スケジュールのわかる書類)

※様式は以下の HP からダウンロードすること。

<https://www.titech.ac.jp/enrolled/abroad/scholarships/recommendations.html#bfg>

※2)および3)についてはフランス大使館における選考時に提出するため予め留意の上作成すること。(学内選考合格後、大使館への提出前に、内容を一部変更することは可能。)

※7)についてのみ「6. 提出期限」までの提出が難しい場合は後日の提出を認めるが、予め「11. 問い合わせ先」まで申し出ること。

※本奨学金は日本の既存の奨学金を受給する学生が対象となるため、8)において示される既存の奨学金の内容、選考状況によっては本奨学金の選考の対象外となることを予め了承の上で申し込むこと。

※書類は全てA4サイズに統一して作成、1)~3)は両面印刷不可、4)~8)については書類ごとに両面印刷で提出、クリップ留めにする。

※書類はなるべく、PCで作成すること。

※提出書類は返却しない。

6. 提出期限

2019年5月27日(月)15時必着

※応募にあたっては、指導教員による承認(願書への押印)が必要になるので、余裕を持って準備すること。

※上記提出期限において書類不備、もしくは提出期限を過ぎての応募を受理しない。

7. 提出先

学務部留学生交流課派遣担当(南6号館3階308, 学内便S6-7)

※提出方法は、直接持参か学内便のいずれかとする。

8. 学内選考

面接を**2019年6月3日(月)午前**に実施するので、予定を空けておくこと。日時の詳細は応募締切後に連絡する。

9. フランス大使館による面接について

【提出書類】

本学を通して以下の書類を提出する。

- ・ 履歴書

- ・ 研究・留学計画書
- ・ 奨学金の受給を証明する書類
- ・ 学内選考委員会からの推薦状
- ・ (本学協定校以外への留学を希望する場合)承諾書

【面接概要】

学内での選考を経て推薦者に決定した場合は、フランス大使館もしくはスカイプによる最終面接を受験することとなる。最終面接は英語またはフランス語で行われる。概要は以下の通り。

- ・ 留学計画のプレゼンテーション(7～10分)、審査員との質疑応答
- ※プレゼンテーションの構成は、自己紹介(持ち時間の20%)、研究テーマおよび留学計画の紹介(持ち時間の60%)、志望動機(持ち時間の20%)とすること。
- ※プレゼンテーション内容をまとめた原稿を2部面接日当日に持参し、面接官に渡すこと。但し、面接中に原稿を読み上げることはできない。
- ※質疑応答では将来の職業に関する計画や、留学または研究計画について議論がなされる。

【選考基準】

最終面接の選考基準は下記の通り。

- ・ 志望動機
- ・ 大学の学内選考委員会による推薦状の評価レベル
- ・ 候補者のこれまでの研究の質と総合的レベル
- ・ 留学・研究計画の的確性(テーマ、問題提起)
- ・ 将来のプラン
- ・ コミュニケーション力やフランスの学生生活への適応力
- ・ 語学力

最終の選考結果は本学に通知されるほか、候補者個人にも通知される。

10. その他

【留学前の諸手続きについて】

本学の留学プログラムによる留学をする場合は、各プログラムの担当者の指示に従い、諸手続きを完了させること。以下、本学の留学プログラムで留学する場合に準備が必要な手続きの一部を例示する。

- ①本学に在籍したまま(休学を含む)留学する場合は、「誓約書(署名者:本人及び保証人等)」の提出をすること。
- ②本学に在籍したまま(休学を含む)留学する場合は、本学指定の海外旅行保険(補償内容は治療・救済費用が3,000万円以上、個人賠償責任が1億円以上)に必ず加入すること。
- ③本学に在籍したまま(休学を含む)留学する場合は、大学の指定する危機管理サービスに加入し、その費用について負担すること。

【帰国後の提出書類について】

給費生に選ばれた場合は、留学終了時、仏文または英文の留学報告書(A4で1～2枚程度)を提出する必要がある。その他フランス大使館および本学からの指示に従い対応すること。

【辞退等】

大学としてフランス大使館に推薦するものであるため、出願後の辞退は極力避けること。

11. 問合せ先

学務部留学生交流課派遣担当(南6号館3階308)

電話:03-5734-7645 メール:hakenryugaku@jim.titech.ac.jp

※オフィスアワー:9:00～12:00, 13:30～17:00